平成２８年（フ）第８８１６号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾1417―１　パラシオン中尾Ⅲ203
破産者　村越　好則
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８９号
東京都台東区浅草橋１丁目９―11　小沢ビル５Ｆ、開始決定時の住所東京都荒川区東日暮里３―20―２
破産者　宋　　哲
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７４号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号　新宿パークタワーＮ30階
破産者　株式会社Ｆｕｔｕｒｅ　Ｌｉｎｋ
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７５号
東京都渋谷区代官山町17―４―903
破産者　宮崎　洋平
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０７号
東京都渋谷区東２丁目９―21―105
破産者　田口　和美
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９６号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
破産者　フォーイー株式会社
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９７号
広島県広島市西区横川町２丁目９―２―403
破産者　島田　　卓
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２号
東京都板橋区高島平２丁目32―１―603
破産者　野村　哲夫
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３１号
東京都江戸川区江戸川６丁目５―２―205
破産者　小澤　理惠
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１４６号
東京都足立区保木間３丁目30―13―204
破産者　植松　正明
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１７４号
東京都葛飾区南水元２丁目８―14
破産者　三浦　宏文
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３７号
東京都荒川区南千住６丁目54―７
破産者　中川　信一
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４６号
石川県加賀市山代温泉19―83―３―405
破産者　高田　　基
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４７号
東京都渋谷区道玄坂１丁目18番８号　渋谷道玄坂プラザ802号
破産者　株式会社Ｋ・Ｐ・Ｓ
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６６号
東京都渋谷区道玄坂１―15―３―320、住民票上の住所千葉県船橋市習志野台３丁目５13棟201
破産者　浦場　亜希
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３７号
東京都大田区山王２丁目５―３―403
破産者　安藤のり子
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３８号
東京都大田区山王２丁目５―３―403
破産者　安藤　秀臣
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５９０号
東京都世田谷区砧３丁目26―６―201
破産者　鴨田　夏枝
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４５号
東京都葛飾区細田３丁目36―15
破産者　神長　重夫
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７１２号
東京都練馬区下石神井２丁目28―14―302
破産者　円谷　新一
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７４５号
東京都練馬区西大泉６丁目２―13―301
破産者　仲村　公男
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７９８号
東京都江東区東陽５丁目29―43　栄泉交通（株）２Ｆ
破産者　大鶴竜司こと　ハラディ　リュウジ　オオツル
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部